

## 入間市制施行50周年記念事業庁内検討推進委員会要領

### (設置)

第1条 市制施行50周年記念事業（以下「記念事業」という。）の検討及び円滑な推進を図るため、入間市制施行50周年記念事業庁内検討推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 記念事業の基本方針に関すること。
- (2) 記念事業の内容に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、記念事業の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は企画部次長の職にある者を、副委員長は委員の互選による者をもって、これに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部秘書課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月6日から施行する。
- 2 この要領は、記念事業の終了の日の翌日にその効力を失う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部次長

総務部次長

環境経済部次長

市民部次長

福祉部次長

健康福祉センター次長

都市建設部次長

会計課長

上下水道部次長

議会事務局参事兼次長

教育総務課長

生涯学習部次長